

入札説明書

京都府立丹波支援学校仮設校舎賃貸借に係る入札公告（令和4年12月12日付け京都府教育委員会ホームページに掲載。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日
令和4年12月12日
- 2 契約担当者
京都府教育委員会 教育長 前川 明範
- 3 担当部署
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁管理部管理課
電話番号（075）414-5772
ファクシミリ番号（075）432-5985
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称
京都府立丹波支援学校仮設校舎賃貸借
 - (2) 調達物件の数量・仕様等
本入札説明書及び特記仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり
 - (3) 賃貸借期間
令和5年3月1日から令和7年3月31日まで
（賃貸借期間の始期について、資材納期等の理由により遅延が生じた場合は、必要に応じて延長の協議を行う）
 - (4) 履行場所
〒629-0154 南丹市八木町柴山坊田118
- 5 一般競争入札参加者の資格
一般競争入札に参加することができる者は、次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - (3) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - (4) 申請書又は添付書類（以下「申請書等」という。）に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けていない
 - (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による学校で、過去10箇年において、300平方メートル以上の延べ床面積を有する仮設校舎の建設又は賃貸に関する契約実績がない者
 - (7) 申請書の提出期間の最終日から入札までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- 6 資格審査の申請手続
資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。
なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (1) 申請書の交付期間等
ア 交付期間

令和4年12月12日（月）から令和4年12月19日（月）正午まで

イ 交付方法

(7) 原則、6の(1)のイの期間に京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

(イ) 窓口交付を希望する場合は、6の(1)のイの期間の午前9時から午後5時まで（最終日は正午まで）（土曜・日曜・祝日及び正午から午後1時までを除く）の間に来庁すること。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

6の(1)のイに同じ

イ 提出場所

3に同じ

ウ 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（最終日は午前9時から正午まで）の間に、持参により提出すること。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

なお、「物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）」に定める競争入札参加資格者の資格を有する者は、「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを添付することにより、アからウまでの資料を省略することができる。

ア 法人にあつては商業登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（いずれも、申請日時点で、発行日から3箇月以内のものに限る。）

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書

オ 法人にあつては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに機械及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書

カ 取引使用印鑑届

キ 5の(5)及び(6)に該当しないことを説明できる書類

ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

日本語とする。

また、金額については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、「京都府立丹波支援学校仮設校舎貸借に係る一般競争入札参加資格者名簿」に登載される。

9 参加資格の有効期限

参加資格の有効期限は、7による資格審査の結果を通知した日から令和5年3月31日までとする。

10 申請書記載事項の変更

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (5) 取引使用印鑑届

11 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（５の(1)及び(2)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めるときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その２親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書により、当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

12 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからクまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、３年間競争入札参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）

(ア) 法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
 - ク アからキまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に文書で通知する。

13 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和4年12月28日（水）午前10時
 - イ 場所
京都府庁旧本館会議室2-N
- (2) 入札方法
 - ア 持参によることとし、郵送による入札は認めない
 - イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。
 - ウ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「京都府立丹波支援学校仮設校舎賃貸借入札書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りではない。
 - エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。
 - オ 入札回数は2回までとする。
 - カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加できない。
 - キ 入札時刻に遅れた場合は、入札に参加できない。
 - ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を事前に提出すること。
- (3) 入札者又はその代理人が、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなくてはならない。なお、入札書の入札金額については訂正できない。
- (4) 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。
- (5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案、その他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係る職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 質問書
質問事項がある場合は、質問書に内容を記載して令和4年12月21日（水）から同年12月22日（木）午前11時までに3にFAXにより提出するものとする。おって、回答書を令和4年12月26日（月）に京都府教育委員会ホームページに掲載する。なお、質問書の提出がなかった場合は、質問なしとみなす。
- (8) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

- ア (1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係しない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。
- イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(10) 再入札

開札をした場合において、各人の入札の内、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効又は失格

- 次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。
 - また、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再入札に参加できない。
- ア 公告文に示した入札に参加資格のない者による入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者による入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者による入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者による入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者による入札
- ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者による入札
- ケ 再入札時において、前回の入札の内、最低の価格以上の価格で入札した者による入札
- コ その他入札に関する条件に違反した者による入札

(12) 落札者の決定方法

- ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札を行った者が2以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ウ イの場合において、当該入札を行った者の内、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

14 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

15 入札保証金
免除する。

16 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

17 契約保証金
免除する。

18 契約書作成の要否
要（別紙契約書案により作成するものとする。）

19 履行場所の現場確認について
履行場所の現場説明会は行わないこととし、必要な場合は当該校と個別に協議の上、現場確認を行うこと。その際、入札に関して不正・不誠実と思われる行為を行わないよう十分注意すること。

【連絡先】 京都府立丹波支援学校（事務室）

住 所 〒629-0154 京都府南丹市八木町柴山坊田118
電話番号 0771-42-5185

20 その他

- (1) この入札説明書に定めるもののほか、関係法令及び規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して、正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (3) 仕様書、契約書案等については、入札後速やかに返却すること
- (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合は、それを提示すること。